

## 看 護

### 1 高等学校学習指導要領の改訂に向けて（中央教育審議会答申より）

#### (1) 改善の基本方針

将来のスペシャリストの育成という観点から専門分野の基礎的・基本的な知識、技術及び技能を身に付けるための教育とともに、職業人としての規範意識や倫理観等を醸成し、豊かな人間性の涵養等にも配慮した教育を行うことが重要である。

また、産業構造の変化等の情勢の変化に対応し、それぞれの専門分野で真に必要とされる教育内容に精選するとともに、新たに求められる教育内容・方法を取り入れることが重要である。

さらに、職業教育の充実のためには、小・中学校段階におけるキャリア教育や進路指導との接続、専門高校生に産業社会や大学等が求める能力・資質との関連、次代を担う人材の育成などの観点から、関係各界・各機関等との連携強化なども重要な視点である。このような基本的な考え方の下、科目の構成及び内容の改善を図る。

#### 【専門教育における課題】

- 経済のグローバル化や国際競争の激化、規制緩和等に伴う産業構造の変化、技術革新・国際化・情報化等に伴う産業社会の高度化、就業形態の多様化などに見られる就業構造の変化等により、我が国の産業社会や企業の専門高校に対する期待や、専門高校の生徒に求める資質・能力は変化してきている。また、専門高校の生徒の意識の変化や進路の多様化が進んでいる中で、「大学全入時代」の到来等も相まって、これまで以上に明確な目的意識をもった進路選択が促進されるよう、適切な対応が求められている。

#### (2) 改善の具体的な事項

##### ア 教科横断的な事項

- (ア) 将来のスペシャリストの育成に必要な専門性の基礎・基本を一層重視し、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術及び技能の定着を図るとともに、ものづくりなどの体験的学習を通じ実践力を育成する。

さらに、資格取得や各種検定への挑戦等、目標をもった意欲的な学習を通して、知識、技術及び技能の定着、実践力の深化を図るとともに、課題を探究し解決する力、自ら考え行動し、適応していく力、コミュニケーション能力、協調性、学ぶ意欲、働く意欲、チャレンジ精神などの積極性・創造性等を育成する。

- (イ) 将来の地域産業を担う人材の育成という観点から、地域産業や地域社会との連携・交流を通じた実践的教育等を充実させ、実践力、コミュニケーション能力、社会への適応能力等の育成を図るとともに、地域産業や地域社会への理解と貢献の意識を深めさせる。

- (ウ) 人間性豊かな職業人の育成という観点から、人と接し、自然やものとかかわり、命を守り育てるという職業教育の特長を生かし、職業人として必要な人間性を養うとともに、生命・自然・ものを大切にする心、規範意識、倫理観等を育成する。

- (エ) (ア)～(ウ)を踏まえた改善に当たり、産業構造の変化、技術の進歩等に柔軟に対応

できる人材の育成のため、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術等の定着を特に重視するとともに、就業体験や産業現場等における実習等、実社会や職業とのかかわりを通じて、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視し、例えば、職業の現場における長期間の実習を取り入れるなどにより、教育活動を充実すべきである。

- (オ) 生徒の意識の変化や進路の多様化等に対応するため、弹力的な教育課程を編成することに加えて、より実践的な職業教育や就業体験等を通じて、職業選択能力や人生設計能力を身に付けさせる教育が可能となるよう配慮することも必要である。

イ 各教科・科目に関する事項

医療の高度化、患者の高齢化・重症化等に対応し、フィジカルアセスメント等に関する専門性の高い看護判断能力、安全管理技術や医療機器等に関する安全で確実な看護技術を有し、看護倫理・コミュニケーション能力・人権を尊重する態度などの豊かな人間性を身に付けた人材を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど次のような改善を図る。

- (ア) 教科の目標については、看護教育としての基本的なねらいに変更はないので、現行どおりとする。

- (イ) 科目構成については、上記の改善の視点に立ち、現行の6科目を13科目とする。

基礎看護、看護基礎A、看護基礎B、看護基礎C、成人看護、老年看護、精神看護、在宅看護、母性看護、小児看護、看護臨地実習、看護情報活用、看護の統合と実践  
(\_\_\_\_\_は、新設科目)

- (ウ) 新設する科目については、以下の1科目とする。

- ・「看護の統合と実践」

看護に関する各科目で学習した内容を臨床で実際に活用していくことができるよう、知識・技術を統合する。

- (エ) 以下のとおり、科目を再構成する。

- ・看護に関する専門分野の学習の基礎となる科目として教育内容を充実するため、「看護基礎医学」の内容を以下の3科目に整理分類する。

- ・「看護基礎A」

人体の構造と機能、栄養、感染と免疫

- ・「看護基礎B」

疾病の成り立ちと回復の過程、薬物と薬理

- ・「看護基礎C」

精神保健、生活と健康、社会保障制度と福祉

- ・高齢化の進展等に伴い、対象の様々な状態や状況に適切に対応するため、それぞれの専門領域の教育内容を充実することとし、「成人・老人看護」の教育内容を「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」及び「在宅看護」の4科目に整理分類する。

- ・母性看護学及び小児看護学の分野の専門性に応じて、それぞれの専門領域の教育内容を充実するため、「母子看護」の教育内容を「母性看護」及び「小児看護」の2科目に整理分類する。

- ・臨床での看護実習に限らず、様々な看護実践の場で実習することにより内容を充実するため、「看護臨床実習」の名称を変更し、「看護臨地実習」とする。

- ・看護・医療の分野における情報及び情報手段を活用する能力の育成について内容を充実するため、「看護情報処理」の名称を変更し、「看護情報活用」とする。

## 2 「確かな学力」を育成する取組の改善・充実

～保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正による、新たに設けられる

「看護の統合と実践」の学習内容～

看護を取り巻く環境の変化に伴い、より重要性が増していると考えられる教育内容の充実を図るとともに、学生の看護実践能力を強化するため、看護基礎教育のカリキュラム改正等が行われることとなった。その中で、基礎分野、専門基礎分野、基礎看護学を教育内容とする専門分野Ⅰ、また、発達段階に応じた看護の実践を学ぶ専門分野Ⅱで学習したことを、臨床実践に近い形で学習し、知識・技術を統合させるための統合分野が設けられた。統合分野では「在宅看護論、看護の統合と実践」（それぞれ臨地実習を含む）を学ぶことであり、その中の「看護の統合と実践」は新たに設けられた科目である。その教育内容は、「チーム医療及び他職種との協働の中で看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容」・「看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容」・「医療安全の基礎的知識を含む内容」・「災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容」などの留意点が示されている。

のことから、「看護の統合と実践」の科目について改正教育基本法及び学校教育法の一部改正により明確化された学力の重要な3つの要素「①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③学習意欲」を踏まえ、実践に向けた事例を紹介する。

### (1) 「看護の統合と実践」の構成

「看護の統合と実践」の教育内容に示されている、「チーム医療及び他職種との協働の中で看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容」・「看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容」・「医療安全の基礎的知識を含む内容」・「災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容」に基づき、以下の4分野の学習内容を示し、「看護管理」については、シラバスと学習指導案を示す。

#### ア 医療安全（1単位）

医療従事者の基本的責務にあるより良い医療・看護サービスの提供に向け、ヒューマンエラー・医療事故の理解と防止対策及び患者との協働の必要性について学ぶ。

#### イ 災害看護（1単位）

社会における災害対策の取組を踏まえ、施設内の看護にとどまらず災害による人々の健康と生活におよぼす被害を最小限にするための看護活動について学ぶ。

#### ウ 看護管理（1単位）

患者に対する「ケア」を組織的にマネジメントすることが中心的概念であることを踏まえ、さらにさまざまな組織の取組が看護職のあり方や政策的な取組の発展につながることを学ぶ。

#### エ 看護倫理（1単位）

看護の目的を踏まえ、看護職としての社会的責務を果たすため、看護実践について専門職として引き受ける責任の範囲を理解させる。

### (2) 「看護管理」のシラバス（年間指導計画）

「看護の統合と実践」を教育するまでの留意点を踏まえ、この科目を「医療安全、災害看護、看護管理、看護倫理」の4分野に分け各1単位の合計4単位の構成で実施することを想定している。今回はその中の「看護管理」にかかわる学習内容の例を示す。

科目名 教科書	看護管理	対象 ○ ○ ○	専攻科看護科1学年 準教科書	1単位(30時間)
科目の概要	この科目は、質の高いケアを提供する看護職者となるために知っておくべき組織の構成、人や物のマネジメント、ケアの質の評価、制度や組織のしくみ、看護者として取るべき行動などの知識、技術、態度について学びます。			
到達目標	看護対象者へ質の高い組織的サービスを行うことが、看護職者の責任であることから、医療管理、看護管理の方法を学び、看護業務の効率化とマネジメントの実践能力を育成します。			
評価の視点	評価は、定期テスト、ワークシート・課題の内容と提出状況、学習の参加状況で行います。授業やグループ活動の参加で関心・意欲・態度を、課題への取り組みや発表で思考・判断、技能・表現を、課題の内容や考査で知識・理解を評価します。ワークシートへの取組は授業時間内に行い、課題への取組は時間外に行います。提出は期日厳守とします。			
学習上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院組織の中の看護は、対象者への質の高い看護を提供するために、関連職種と協働して看護を進めることの必要性を認識しましょう。</li> <li>新聞や雑誌などに取り上げられた医療・看護に対する社会の期待や批判などに注意しましょう。また、家族の立場で医療に対し目を向けましょう。</li> <li>医療の発展に伴い、各自が学習することとグループでの学習が必要であることを理解しましょう。</li> <li>専門職としてのキャリアアップの種類や手段を学び、将来に生かしましょう。</li> <li>看護倫理や人間関係論、関係法規などの他の科目で学んだ知識や技術を活用して管理で学ぶ内容を理解しましょう。</li> </ul>			

### 授業の進め方

月	項目	配当時間 ( )内訳	学習重点項目 【学習のねらい】	関連科目	学力の要素		
					①	②	③
4	<b>1 看護管理過程</b> (1)組織とマネジメント (2)看護管理 (3)看護師の仕事とその管理	10 (1) (3) (6)	・看護部の位置づけと看護マネジメント ・チームマネジメント ・医療の中のパソコン：オーダリングシステム 【看護管理の必要性と方法の概略を理解することができる】	看護情報活用	○	○	
					○	○	
7	<b>2 看護の質保証と看護管理</b> (1)看護サービスの組織化 (2)ケアの変革 (3)患者の権利擁護と看護倫理 (4)安全管理体制 (5)看護実践の評価と改善 (6)研究活動と実践への応用	6 ] (1) ] (1) ] (3) (1)	・様々な看護方式、他職種との連携方法 ・技術の習得と実践、マニュアルの活用 ・患者の権利擁護と看護実践上の倫理課題 ・組織・個人のリスクマネジメント ・評価と業務改善 TQM : total quality management ・外部からの総合的な評価：病院機能評価 ・積極的管理研究とその成果の分析と適用 【サービスとしての看護の質保証の必要性と評価・応用の方法がわかる】	看護倫理 医療安全 看護研究	○	○	
					○	○	
10	<b>3 看護管理のスキル</b> (1)人間関係を構築する技術 (2)組織の効率性をたかめる技術	5 (2) (3)	演習①リーダーシップとコーチング ・モチベーション・ストレスマネジメント ・リーダーシップ論：コーチングスキル 【組織と個人の両面からの管理の方法がわかる】	人間関係論	○	○	
					○	○	
11	<b>4 看護と経営</b> (1)組織の理解 (2)経営とは—経営活動と看護管理	2 (1) (1)	・病院組織の構造、看護管理者の業務 ・医療の進歩、病院の機能別分化 ・顧客満足CS : customer satisfaction ・医療制度・診療報酬制度のしくみ 【看護管理者としての組織の運営に関心をもち、模擬患者満足度調査を実施・分析できる】	総合医療論	○	○	
					○	○	
12	<b>5 看護職と生涯学習</b> (1)看護の教育体系 (2)専門職論 (3)看護専門職者と生涯学習	4 ] (2) ] (2)	・多様な看護基礎教育、継続学習とキャリアデザイン、日本看護協会「看護専門職の定義」、専門看護師・認定看護師とその役割 ・CDP : career development program ・院内教育QJT : on the job training、人事考課 【日本特有の看護基礎教育制度を理解し、専門職としての発展の必要性がわかる】		○	○	
					○	○	
2	<b>6 看護に関する法律・制度</b> (1)看護と法令 (2)看護と行政組織 (3)看護と専門機関・職能団体 (4)最近の保健医療福祉政策の動向	2 ] (1) ] (1) (1)	・保健師助産師看護師法 ・厚生労働省医政局看護課、医道審議会 ・日本看護協会・国際看護師協会 ・医療制度改革大綱、健康政策、介護保険 【看護管理に関連する法律や制度の概要がわかる】	関係法規	○	○	
					○	○	
3	<b>まとめと反省</b>	1 (1)	・年間の反省、学習到達度のチェック ・次年度への課題の抽出 【1年間の学習を振り返り、自己の習熟度を評価できる】		○	○	
					○	○	
学力の要素 ①基礎的・基本的な知識・技能の習得 ②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等 ③学習意欲							

### (3) 「看護管理」の学習指導案

ここでは、科目「看護の統合と実践」の4分野のうちの「看護管理」の指導項目である「看護管理過程」の一例を示す。「看護の統合と実践」は卒業後、臨床場面にスムーズに適応することができることを目的とし、患者に提供する「ケア」及び組織のマネジメントを中心的概念とした「看護管理」は、「チーム医療及び他職種との協働の中で看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップ」を理解し、「看護をマネジメントできる基礎的能力」を身に付ける分野と言える。この時間の学習内容は、看護職はチームや組織をつくり、動かしていく役割を担っていることを前提に、専門職としての管理、看護管理の定義、組織の理解を深めさせることが必要である。また、この学習活動はキャリア教育との関連も図り、社会の情報から看護の意義や役割を認識し将来の取組を考える「情報活用能力」や看護の組織の一員として行動していける能力を育成する「人間関係形成能力」を身に付けさせることが大切である。

学習指導案						
学校名	北海道〇〇高等学校	教科担当	教諭	○ ○ ○ ○		
対象学級	専攻科1年〇組 男子〇人 女子〇人 計40人	日 時 実施場所	平成20年〇月〇日( )曜日 ○ ○ ○ ○			
教科・科目	看護管理	単元名	看護管理過程			
単元の指導計画	10時間/30時間中(本時は(2)の1時間目) (1) 病院組織の必要性を理解し、組織能力を活性化するために必要な役割について考える。 (2) 看護の専門職として、より良い看護サービスを提供するための管理の必要性を考える。 (3) 看護師の仕事を理解し、その中で行われる管理の在り方を考える。					
本時の目標	(1) 社会の変化を通じ、専門職として看護に求められていることと看護管理との関係性を認識できる。 (2) 病院組織の理解を通して、良質な看護の提供における必要性を理解できる。 (3) マネジャーの役割を知り、病院組織や看護組織の中でのどのような役割をしているかを考察できる。					

段階	指導内容	学習活動	学力の要素			指導上の留意点及び育成したい能力
			①	②	③	
導入 10分	・社会変化に伴う看護の在り方にについて	・主体的に社会情勢に関する情報を集め、考察する。 ・社会の変化に対応できる、医療や看護のあり方を理解する。	○	○	○	・情報化、少子高齢化、価値観の変化、健康への関心の高まりなどに対応するため、各自の家族構成や地域・全国の統計資料を調べさせ、具体的なイメージを持たせる。 ・新聞、ニュースなどから、医療に関する記事を持参させ、現状について理解させ、社会から看護に求められている内容をクラス全体での共通事項として考察させる。  【情報活用能力】 看護に関する期待や役割について多くの情報を通じて認識し、看護職を目指すに当たって、社会の変化や状況を理解し、適切に対応できる能力を身につけさせる。
展開 30分	・看護管理とは ・病院組織の理解と良質な看護の関連性について ・病院・看護における組織とマネジャーについて	・看護管理の定義を学習し、専門職として求められる能力、役割であることを理解する。 ・病院組織の定義と組織の必要性を理解する。 ・看護に求められる役割を踏まえ、病院・看護組織の必要性を考える。 ・組織マネジメントについて理解し、必要性を考える。	○	○	○	・看護師として必要な能力であることを理解させ、倫理と管理の関連性を考えさせる。  ○ ○ ○ ・病院の組織づくりに必要な視点を理解させ、組織の一員としての自覚を持たせる。 ・病院の組織における責任と権限を理解し、日常生活や学校生活において、組織の一員としての認識を深めさせる。
整理 10分	・本時のまとめ	・本時を振り返り、看護者としての役割を再確認し、より良い看護の提供に向けた病院組織の必要性と管理の在り方を理解する。	○	○	○	・より良い看護の提供者となるための役割や責任を踏まえ、今後の生活の在り方を考えさせる。 ・病院組織の理解を通して、看護者としての役割を果たすべき進路の選択に繋がるよう配慮する。  【将来設計能力】 看護者として社会における役割・責任を認識し、その達成に向けた自己の課題を考え、取り組む能力を身につけさせる。

(4) 看護管理のワークシート例

ア

年 組 番. 氏名

- 1 病院におけるマネジメントについて( )に適切な語句を書きなさい。
- 現代のマネジメント手法は、組織内部の人材の①( )を十分に発揮させることを目的としている。患者や家族のニーズは②( )によりマネジメントされる必要がある。③( )は、②の役割を「人材と④( )を管理する複雑なシステムをつつがなく進行させるためのさまざまなプロセスである」とし、リーダーシップを「まず組織を誕生させ、その組織を激しく変化している環境に⑤( )させていくプロセス」と述べている。
- 2 リーダーシップ理論の代表的理論、ハーシー(Hersey, P.)とブランチャード(Blanchard,KH.)のSL(situational leadership)理論は、⑥( )的行動、⑦( )的行動、仕事や個人の⑧( )度によってリーダーシップを分類するという説である。

ウ

年 組 番. 氏名

この時間は、モチベーションマネジメントのために欲求説を学びました。

下の3人の欲求説を図に表して比較しなさい。

a.マズロー  
(Mazlow,AH.)

b.アルダファ  
(Alderfer,CP.)

c.ハーズバーグ  
(Herzberg,F.)

( )説

( )モデル

( )説

オ

年 組 番. 氏名

厚生労働省の看護に関連する部門の役割について、次の空欄に適切な語句を書きなさい。

厚生労働省は、①( )年、中央省令再編に伴い厚生省と労働省が統合され発足した。厚生労働省で看護政策を担当しているのは②( )局看護科である。看護科では、保健師助産師看護師法の施行に関する事務、看護師等の③( )確保法の施行に関する事務、看護研究センターにおける看護教員の養成等を分掌している。

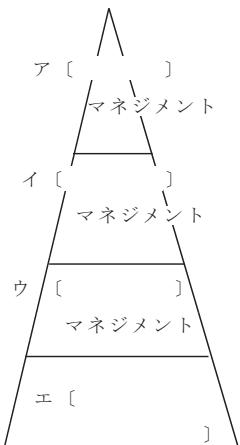
具体的には、

- ・ 看護職の業務独占・④( )独占が遵守されるための事務
- ・ 国家試験や籍、⑤( )《免許の取消、業務停止、再免許》に関する事務
- ・ 看護職員需給計画の策定と推進、処遇改善、業務改善、⑥( )の向上、就業促進、⑦( )防止等の対策等を担っている。

イ

年 組 番. 氏名

次の「マネジメントの階層」の図に必要な説明文を入れ、完成させなさい。



ア :

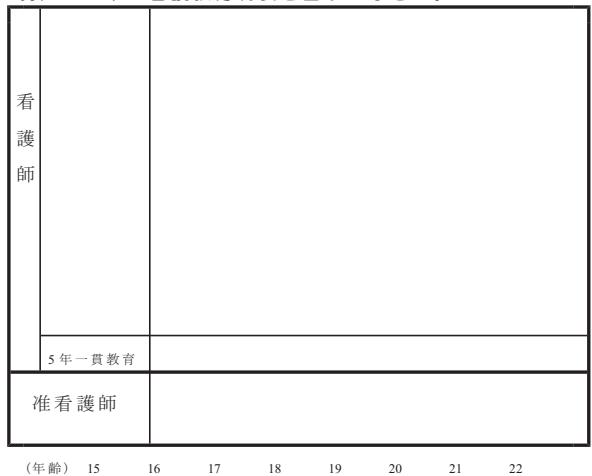
イ :

ウ :

エ

年 組 番. 氏名

現在の日本の看護教育制度を図示しなさい。



カ

年 組 番. 氏名

模擬顧客満足度CS(customer satisfaction)調査

顧客満足度調査質問紙を作成してみましょう。

A ハード面

B ソフト面

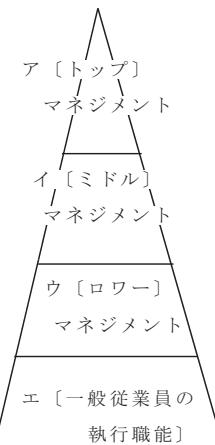
## (5) 看護管理のワークシートと解答例

ア

- 1 病院におけるマネジメントについて( )に適切な語句を書きなさい。
- 現代のマネジメント手法は、組織内部の人材の①( )能力)を十分に発揮させることを目的としている。患者や家族のニーズは②(マネージャー)によりマネジメントされる必要がある。③(コッター Kotter,JP)は、②の役割を「人材と④( )技術)を管理する複雑なシステムをつつがなく進行させるためのさまざまなプロセスである」とし、リーダーシップを「まず組織を誕生させ、その組織を激しく変化している環境に⑤( )適応)させていくプロセス」と述べている。
- 2 リーダーシップ理論の代表的理論、ハーシー(Hersey, P.)とブランチャード(Blanchard,KH.)のSL(situational leadership)理論は、⑥( )協労)的行動、⑦( )指示)的行動、仕事や個人の⑧( )成熟)度によってリーダーシップを分類するという説である。

イ

次の「マネジメントの階層」の図に必要な説明文を入れ、完成させなさい。

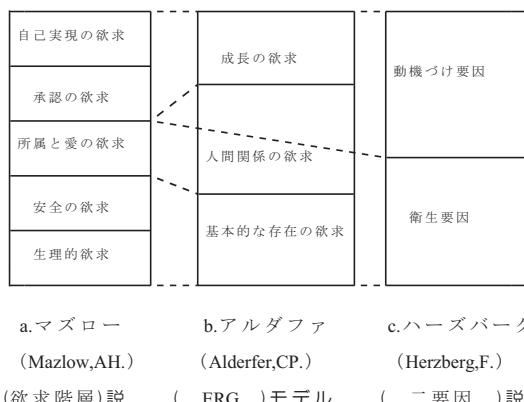


- ア : トップマネジメント(上級管理職、経営者、社長)
- ①目標の計画化と明確化を具体化する
  - ②組織の健全化
  - ③主要な地位の人事の適正化
  - ④効果的な統制の方法
- イ : ミドルマネジメント(中間管理職、部課長)
- ①企業の目的、目標、方針計画などを部下に正しく伝える
  - ②部下の要求や意志を代表して上部に伝える
  - ③部下の良好な人間関係を促進する
- ウ : ロワーマネジメント(下級管理職、係長、主任)
- ①企業の目標を現場段階で受け止め部下に説明し納得させる
  - ②上下の円滑なコミュニケーションを図る

ウ

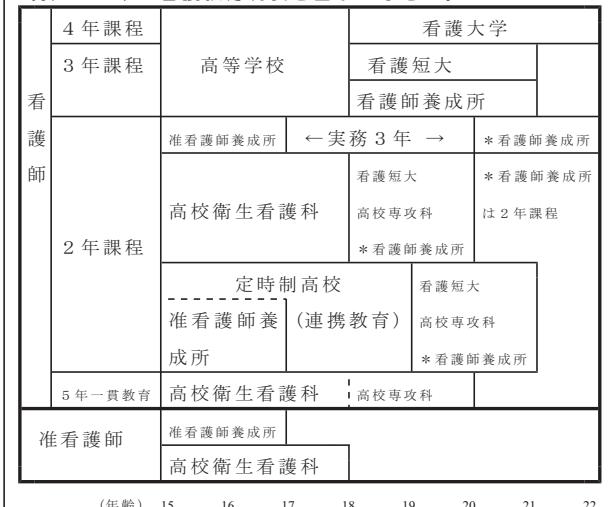
この時間は、モチベーションマネジメントのために欲求説を学びました。

以下の3人の欲求説を図に表して比較しなさい。



エ

現在の日本の看護教育制度を図示しなさい。



オ

厚生労働省の看護に関連する部門の役割について、次の空欄に適切な語句を書きなさい。

厚生労働省は、①(2001)年、中央省庁再編に伴い厚生省と労働省が統合され発足した。厚生労働省で看護政策を担当しているのは②(医政)局看護科である。看護科では、保健師助産師看護師法の施行に関する事務、看護師等の③(人材)確保法の施行に関する事務、看護研究センターにおける看護教員の養成等を分掌している。

具体的には、

- ・ 看護職の業務独占・④(名称独占)が遵守されるための事務
- ・ 国家試験や籍、⑤(行政処分)《免許の取消、業務停止、再免許》に関する事務
- ・ 看護職員需給計画の策定と推進、待遇改善、業務改善、⑥(教育水準)の向上、就業促進、⑦(離職)防止等の対策等を担っている。

カ

模擬顧客満足度CS(customer satisfaction)調査

顧客満足度調査質問紙を作成してみましょう。

### A ハード面

- ・ 空調・照明・施設・設備の雰囲気、利便性、清潔感
- ・ 動線：外来・病棟・検査室などへの案内の明確さ

<例>問 1 外来や検査室などへの案内表示はわかりやすいですか **はい・いいえ・どちらでもない**

### B ソフト面

- ・ 受付の対応、呼び出し方法(個人情報保護)
- ・ 看護師の対応：態度(誠実さ、思いやり、敬意、丁寧さ)
- ・ 言葉遣い
- ・ 事前事後の説明の難易、時間の配分、優先度
- ・ 職員の連絡・連携

<例>問 10 実施前の説明は十分理解できましたか

**はい・いいえ・どちらでもない**

## Topic

# 保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部を改正する省令について（抜粋）

## 1 改正の趣旨

我が国の看護をめぐる環境は、急速な少子高齢化の進展、医療技術の進歩等大きく変化してきており、看護職員には、より患者の視点に立った質の高い看護の提供が求められている。一方で、看護業務の複雑・多様化、国民の医療安全に関する意識の向上等の中で、学生の看護技術の実習の範囲や機会が制限される傾向にある。

今回の改正は、これらを踏まえ、看護を取り巻く環境の変化に伴い、より重要性が増していると考えられる教育内容の充実を図り、保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）学校養成所における生徒及び学生の看護実践能力を強化するため、看護基礎教育のカリキュラム改正等を行うものである。

## 2 改正の概要

- (1) 保健師教育について
- (2) 助産師教育について
- (3) 看護師教育について

- ① 全ての看護実践の基盤となる内容を強調して学ぶことができるよう、基礎看護学を教育内容とする専門分野を設けた。また、専門分野を設け、対象の発達段階に応じた看護の実践を学ぶこととした。さらに、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ及Ⅱびで学習したことを、臨床実践に近い形で学習し、知識・技術を統合させるため、統合分野を設けた。
- ② 基礎分野において学習する「人間と人間生活の理解」を「人間と生活・社会の理解」に改めた。
- ③ 専門基礎分野において学習する「社会保障制度と生活者の健康」を「健康支援と社会保障制度」に改めた。
- ④ 専門分野Ⅰを新たに設け、「基礎看護学（臨地実習を含む）」を学ぶこととした。
- ⑤ 専門分野Ⅱを新たに設け、「成人、老年、小児、母性、精神看護学（それぞれ臨地実習を含む）」を学ぶこととした。
- ⑥ 統合分野を新たに設け、「在宅看護論、看護の統合と実践（それぞれ臨地実習を含む）」を学ぶこととした。
- ⑦ 統合分野を設け、「看護の統合と実践」を含めたことに伴い、単位数の総計を、
  - ・ 3年課程においては93単位以上から97単位以上、
  - ・ 2年課程においては62単位以上から65単位以上、
  - ・ 高等学校及び高等学校の専攻科課程においては102単位以上から105単位以上とした。
- ⑧ 高等学校及び高等学校の専攻科課程において、5年間の一貫した教育課程の編成が特に必要と認められる場合には、別表3の3に配当された単位数によらず、教育が行えるようにする。

## (4) その他

- ① 専任教員について（保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成8年文部省・厚生省令第1号）附則第3項等）現在、看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、当分の間3年課程、高等学校及び高等学校の専攻科課程では8人を6人と、2年課程では7人を5人とする経過措置を設けているが、教育内容の充実に伴い教員組織も併せて充実する観点からこの経過措置を平成23年3月31日までとする。

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

平成20年4月1日施行（平成21年度の入学生から新カリキュラムの適用）ただし、2年課程の看護師教育については、平成21年4月1日施行（平成22年度の入学生から新カリキュラムの適用）とする。

参考1 保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部を改正する省令

参考2 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 対照表